事務事業評価表

平成14年度	主要事業計画対象の	有無 無 ▼		電話 042 (769) 8252
担当部課名	建築部 ▼	建築総務	課 ▼	総	務 班 ▼
事務事業名	建築審査会経費			事業コード	24210

1 総合計画における位置づけ

Ŀ	ጀ :	策	名	第	4	章	美しいまちなみと良好な居住環境を創造します	事業開始年度			
碁	本	施負	名	第	2	節	良好な住まいづくりの推進	~ 63	生度		
ħ	5 :	策	名	第	1	施策	良好な住環境の創造		→ 牛皮		

2 実施根拠及び関連法令等 建築基準法 建築審査会条例

3 事業概要

(1)事業の目的		(2)対象(誰、何)					
建築基準法に規定する同意及び建築基準法第94条第1項の審査請求に対する裁決 建築許可 に対する議決や特定行政庁の諮問に応じて、この法律の施行に関する重要事項を調査 審議する。委員は、法律、経済、建築、都市計画、公衆衛生又は行政に関しすぐれた経験と ロ識を有し、公共の福祉に関し公正な判断をすることができる者のうちから、市長が任							
命する。		対象 数 18件					
(3)平成13年度事業の内容	(4)総合計画・実施計画にる	おける概要					
・建築審査会の開催 2回 (委員報酬 165千円) ・平成13年度同意件数 18件	なし						
	(5)個別計画の概要						
	計画名						
	計画年次年	度~ 年度					

4 評価指煙

ᢡ᠘ᡛ᠘᠘	i e e e e e e e e e e e e e e e e e e e	
指標名	委員の出席率	
指標式	出席委員数 / 委員数	
指標設定 の意図	過半数の出席が義務づけられてい る。	

5 目標と実績 〔金額単位:千円〕

	コ信し大浪							し 立領半位・十门ノ
	/	平成11年度	平成12年度	平	·成13年度(記	平価文	対象年度)	平成14年度
		実績	実績		実績		目 標	目標
	指標	85	87	а	90	b	100	100
	指標			C		а		
	指標			е		f		
	決算 (予算)額	965	981		454		1,088	1,382
事	人員・時間数	0.1人	0.1人		0.1人		0.1人	0.1人
業	人件費	842	842		842		842	842
赤	その他経費	0	0		0		0	0
	合 計	1,807	1,823		1,296		1,930	2,224
	特定財源	0	0		0		0	0

6 個別評	² 価							
	·・・ ・・・目標をどれだけ遠	達成したか	١					
評価	A:達成している	(′	100%)					
B ▼	B:一部達成していた	<u> ۲۱(100%</u>	> 80%)	= ,	, σ ²	平均	值 =	90.0%
	C : 達成していない	(80%>)	Ì				
а	90.0		C		400			е
<u>b</u>	100.0 × 100=	= 90.0%	d		−× 100:	=		x 100=
		上の出席で	開催するこ	とになっている	が、今後	きも、君	全員	員の出席により審議が開催されるよう努めて
理由:	いく必要がある。							
	生・・・時代変化に適応							
評価	A : 適応している	຺ 理由:						定行政庁が行う場合、専門家で構成され
A 🔻	B:一部適応していない							をしてはじめて許可されるもので、良好な
/ a > /マ'☆ !	C:適応していない	- H - H - H - H		保全し効率的	な土地	利用	を図る	<u>るために必要な事業である。</u>
	生・効率性・・・費用対効			エ粉型の中に	- 宗木	人田	/比 1- /	グァ弗田+◇+ゎァゎ ゖ゙゙゙゙゙゙゙ゕ゚゚゚゚゚゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゚゚゚゚゚゚゚゙゚゚゚゚゚゚
評価	A : 妥当である B : 一部妥当でない	理田:	計り申請	子釵科の中に	-、番宜	会用	1隹に1	係る費用も含まれており妥当である。
A ▼	C:妥当でない							
(4) 重業(の代替性・・・県、民間の	<u> </u> -の役割/	分担のあり) 方から目で	市が宝	施し	71.16	ことが適当か
評価								ついては、地域の事情に応じた公平な
	B:代替の可能性低い	上年四・						ことが適当である。
71	C:代替の可能性高い	_	710117 21	0751081207				ここが過当である。
(5)市民流	満足度・・・対象市民の	満足は得	られている	るか				
評価	A:満足できる				面からの	審查	が行	われた上での同意等である。
A -	B:一部満足できない		., , , ,					
_	C:満足できない							
	生・・・当該事業は上位	の施策を	実現する」	上で有効か				
評価	A:有効である	理由:	良好な住	環境を作る上	で必要	な制	度でも	ある。
A -	B:一部有効である							
	C:有効でない				T 15 — 1			
証価 /	ブランスチャート ^達	成度			成果的	引上の)余地	
пі іщ/	A	+					_	説明:
	D					あ	る	建築基準法規定されたものであり、事
	有効性、,	\uparrow	、必要性			+>		業の性質上成果向上の余地はないと思
	C C	1,			✓	な	11	われる。
			`					
		\times			776	小恙:	오tth	
コスト改善余地 説明:								
	C	† >				あ		必要なつど開催しており、コスト改善の
	市民満足度	1	経済性·	·効率性		0,5	•	余地はない。
	_ ^ □				V	か	۱J	7 B. G. G. V. 19
	A	 			14	-5-	٠.	
	事業(の代替性						
7 総合評								•
, MO H H I			建築基準	法に規定され	た事務	であ	1)、建	築主事を置く市町村、都道府県で同様
	AA ▼	M 2/2		にっている			- \ ~	パー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

· MC-HILI			
評価	AA ▼		建築基準法に規定された事務であり、建築主事を置く市町村、都道府県で同様 な業務を行っている。
		体の類 似事業 との比	
4	後の進め方	較	
✓	継続		
Į.	MT MO		建築基準法に規定された事務であり、若干の改善の余地があるが見直しが必要
	見 直 し		なほどではない。
	廃止	説明	
П	完 了	1	

8二次評価における変更点